

鳥取労働局発表
平成29年1月30日(月)

担	鳥取労働局 労働基準部監督課
当	課長 津田 恵史 過重労働特別監督監理官 久保田 剛 電話 0857-29-1703

36（サブロク）協定のない残業は法違反です

～鳥取県内の約8,000事業場に36協定の締結・届出を要請～

あなたの会社では、労働者に時間外労働または休日労働をさせることはありますか？
残業させる場合には、「時間外労働・休日労働に関する協定」（いわゆる「36（サブロク）協定」）を適正に締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

鳥取労働局（局長 うちだとしゆき 内田 敏之）では、鳥取県内の約8,000事業場に対して、36協定を適正に締結し、労働基準監督署長に届け出るよう要請しています。

【36協定の締結・届出のポイント】

1 36協定とは

労働基準法では、

- ・ 1週間について40時間、1日について8時間の労働時間の上限
- ・ 1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の日を休ませることを規定しています。

この労働時間の上限を超えて労働させる場合、または休日に労働させる場合は、事前に労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。この労使協定のことを「36協定」と呼んでいます。

2 36協定の締結当事者

36協定は「使用者」と「労働者の過半数代表者」とが締結します。

労働者の過半数代表者は、民主的な方法で選出された労働者で、監督又は管理の地位にない者である必要があります。

3 36協定の内容

36協定の内容は「労働時間の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）」に適合している必要があります。

具体的には、延長時間（時間外労働を行わせることができる時間）の限度を、1か月45時間、1年360時間とする必要があります。

4 36協定の届出

36協定を事業場を管轄する労働基準監督署長に届け出なければ、36協定で定める範囲であっても時間外労働・休日労働を行わせることができません。

5 36協定の周知

36協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知する必要があります。